

# 質問にお答えします

## ●化学物質のリスクアセスメントの実施●

ており、化学物質を取扱う事業者及び労働者に危険、有害性の情報を確実に伝え、その情報を利用して適切な化学物質管理を行うことが大事です。

そこで、「人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている640の化学物質等について、①譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示、②安全データシート(SDS)の交付、③化学物質等を取扱う際のリスクアセスメント」の3つの対策を講じることを柱とする見直しが行われたのです。

**問①** 今年の6月から「化学物質のリスクアセスメントの実施」が業種や事業規模にかかわらず義務化されるそうですが、今回の法令改正では「化学物質の管理のあり方」がどのように見直されたのですか。

**答①** 化学物質は多くの産業現場で取扱われ、毎年約1000物質が新たに導入されています。これらを職場で取扱う際に、不十分な管理により、爆発、中毒、葉傷等の労働災害が依然として発生し

器のラベル表示を確認し、②ラベルに絵表示があつたら、SDSがつくられているのでメーカーや仲介業者から入手し、③SDSで危険性・有害性を知り、④この情報を基にリスクアセスメントを実施します。

**問③** 「化学物質のリスクアセスメント」は、具体的に何をすればよいのですか。

**答③** リスクアセスメントとは、化学物質を取扱う際に生ずるおそれのある負傷・疾病の重篤度と発生の可能性を調査し、労働災害が発生するリスクの大きさを評価するものです。具体的には、①SDS等を通じて、危険性・有害性を確認し、②使用量や取扱い方法によってどのような労働災害が発生するおそれがあるかを調査し、③発生した場合の負傷・疾病の重篤

度や発生する可能性の度合いを評価します。そして、その危なさに応じた対応をすることとなります。

**問④** 「リスクアセスメントの結果を踏まえた対応(措置)」については、どのような義務がかかるのですか。

**答④** 労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、その措置を講じる義務があることはこれまで通りです。一方、法令に規定がない場合はリスクが高いと評価されたものから優先的に、事業者の判断により必要な措置を講じることが努力義務となっています。

**問⑤** リスクアセスメントを実施する上で、参考となる化学物質管理の支援ツールを紹介して下さい。

**答⑤** 厚生労働省の「職場のあんぜんサイトSDS」に「リスクアセスメント実施支援システム」があり「化学物質リスク簡易評価法」(コントロール・バンディング)などが用意されています。

「義務化されるから仕方なく取組むのではなく、「備えあれば憂いなし」と、前向きに取り組んでいただきたいと思えます。リスクを評価し、その評価に基づいた管理が今まで以上に求められています。

愛知県下各労働基準協会では、5月26日愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)において、基礎からわかりやすく学ぶ「化学物質リスクアセスメント実施総合セミナー」を開催いたします。詳しくは、当協会総合受付(☎052-961-1666)までお問い合わせください。